

茶屋さくら通り周辺官民連携エリアプラットフォーム構築等支援業務委託  
提案依頼用仕様書

1 委託業務の名称

茶屋さくら通り周辺官民連携エリアプラットフォーム構築等支援業務委託

2 委託業務の期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的

第2期芦屋市創生総合戦略における重点プロジェクト3「ともに進めるエリアマネジメント」として定められたブランディングエリアに、JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業の区域を加えた本エリア（別紙位置図）を対象として、数多く残る歴史・文化的資源や公共施設を活用し、個性的な商業施設と融合させ、統一感を持たせることで、まちの回遊性向上や賑わい創出の取り組みを広げてエリアの価値を高める。

そのために、取り組みの担い手となる民間事業者や次世代リーダーを発掘・育成し、持続的なまちづくりへと展開するための行政と民間事業者・地域が参画するエリアプラットフォームを構築する。さらに、実現に向けて官民連携で戦略的に取り組んでいくための未来ビジョンを検討する。

《目指す将来像》

地域と多様な主体が集い・交流し、新たな価値を創出するエリア

公共空間と商業施設等の空間との一体的なデザインコンセプトを持ち、エリア内の公共空間や空き家、空き地等も活用しながら、人が集い交流する場を創出し、官民連携で居心地がよく歩きたくなるまちなかエリアの実現を進め、エリア価値の向上を図り、民間事業者の新たな動きを誘発するなど、地域や周辺住民の日常的な活動や交流の中心となるエリアを目指す。さらに、市外からの来訪者を呼び込み、住みたくなるようなエリアを目指す。

4 対象エリアの概要

(1) 対象地

芦屋市茶屋之町地内外（別紙位置図参照）

(2) 利活用を検討する公共空間等

道路：茶屋さくら通り、駅前線など

公園：茶屋公園、宮塚公園、大榎公園など

その他：旧宮塚町住宅、あしや市民活動センター、芦屋モノリスなど

## 5 業務体制

### (1) 実施体制

受託者は、本業務遂行に必要な人員を配置し、統括責任者を定め、本市に届け出ること。ワークショップ等の実施に当たっては、ファシリテーションやワークショップ運営に関する知識や経験、技術を持つ者を配置すること。（※団体内外を問わない。）

### (2) 統括責任者

統括責任者は、各業務の適正な執行を管理し、事業提案の達成水準を確保すると共に、事業全体が円滑に進むよう取り仕切ること。

### (3) 進捗管理

本業務を円滑に実施するため、受託者は原則として月1回本市と協議を行い、適正な業務進捗管理を行うものとする。なお、業務の進捗を確認するため、必要に応じて市が現場のモニタリングを行う。

## 6 計画準備

本業務を遂行するにあたり、業務の実施方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務計画書を立案し、本市の承認を得ること。

## 7 業務内容

上記の目的を達成するために以下の業務を遂行すること。

### 7-1. エリアプラットフォームの形成支援

- (1) 本エリアにおける人口などの基礎的なデータを収集・整理し、エリアに関係する自治会、民間事業者、交通事業者等にヒアリングを行い、必要に応じて住民にアンケート調査等を行った上で、エリアの特性や課題などを整理し、本エリアに合ったエリアプラットフォームのあり方を検討する。
- (2) 本エリアで活動する事業者、居住されている方々、各施設管理者等で組織するエリアプラットフォームを構築する。構成者の候補としては以下を想定しており、受託後に市と協議の上、構成者のコーディネートを行う。
  - ① まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社など  
芦屋市に拠点を置く NPO 法人など
  - ② まちづくりの推進を図る活動に関心を有する会社など  
エリア内の自治会、商店会組織など
  - ③ 公共交通事業者など  
バス事業者、鉄道事業者など
  - ④ 都市開発事業を施行する民間事業者  
JR 芦屋駅南地区再開発事業の特定建築者（令和5年8月末決定の予定）
  - ⑤ 金融機関など

本市と包括連携協定を締結している金融機関など

⑥ 公共公益施設の整備や管理を行う者

旧宮塚町住宅やあしや市民活動センター等の管理者など

⑦ その他

シルバー人材センター、大学、報道機関など

- (3) エリアプラットフォームの規約作成及び運営を行い、月1回を基本に会議を開催し、ファシリテートすること。(8月以降に実施し、合計8回を想定している。)

## 7-2. 未来ビジョンの策定支援

- (1) エリアプラットフォームにおいて、本エリアの目指すべき将来像として未来ビジョンを検討する。検討に当たっては、本エリアの特性や課題の整理を行い、現状の分析を進めた上で、それらから見えてくる地域特性を踏まえるものとする。

また、エリアプラットフォームの構成員や地域住民、関係事業者を対象にワークショップや勉強会(先進事例の視察ほか)などを開催し、目指すべき将来像を考える機会やまちづくりへの関心を高める機会を設けるものとする。

なお、未来ビジョンについては、令和6年度に実施する業務委託において策定する予定にしているため、本業務においては、未来ビジョン策定までのプロセス及び枠組みの作成など策定の準備までとする。

- (2) 業務の目的に沿った専門人材を招聘し、まちづくり等に関する専門的な知見から、未来ビジョンに関する意見等を徴収する。さらに、必要に応じ、専門人材等による勉強会やシンポジウム等を開催する。
- (3) 未来ビジョンの検討のために、道路空間などの公共空間の利活用や官民連携の取組など、様々な社会実験を実施する。社会実験の実施にあたっては、※茶屋さくら通り協議会と連携し、エリアプラットフォームにおいてPDCAサイクルで取り組み、未来ビジョンの具体化に向けて進めていく。

P: 目的などを明確にし、社会実験を企画する

D: 社会実験を実施する

C: 実施状況の分析や整理、解決すべき課題などを取りまとめる

A: 次回の社会実験に活かす

※茶屋さくら通り協議会: 茶屋之町自治会・茶屋さくら通り事業者会・芦屋市で構成され、茶屋之町の魅力アップに取り組んでいる組織

## 7-3. 業務全般

- (1) エリアプラットフォームでの会議やシンポジウム、その他の協議会や打合せにおける議事録や資料の作成を行う。
- (2) 社会実験の際のホームページやチラシなどによる情報発信を行う。

- (3) その他、業務を行う上で、DXの活用などを検討し、積極的に活用する。

## 8 成果物

- (1) エリアプラットフォームの構成表
- (2) エリアプラットフォームの規約
- (3) エリアプラットフォームの活動記録
- (4) 収集したデータの整理・分析結果
- (5) 未来ビジョン策定までのプロセス
- (6) 未来ビジョンの枠組み
- (7) 社会実験の開催実績及び得られた結果
- (8) 次年度の進め方などを整理
- (9) その他市が必要と認める書類

## 9 予定金額（消費税及び地方消費税を含む）

5,450,000円

## 10 着手時提出書類

本業務の着手にあたり受託者は、下記の資料を本市に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 工程表
- (3) 統括責任者届（経歴書添付）
- (4) その他本市が必要と認める書類

## 11 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

## 12 著作権及び施工物の帰属

本業務において納品した図書、データ及び改修後の施設に附属する資材・設備・備品類に関する一切の権利は市に帰属するものとする。

## 13 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。

- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。
- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

#### 14 再委託

再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。

また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

#### 15 個人情報の取扱いの委託に関する検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報が適正に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本委託契約の規定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認する。検査実施方法については別途委託者から通知するものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対して、上記(1)の検査を行うものとする。なお、委託者が受託者を通じて検査を行うこととしたときは、受託者は検査結果について委託者に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

#### 16 法令遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(8) その他業務の履行に必要とされる関係諸法令

## 17 添付資料

- (1) 対象エリアの位置図
- (2) 個人情報の取扱いに関する特記事項

## 18 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

以 上

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法律の遵守)

第1条 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。なお、受託者は委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについては、委託者と同様に、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（個人情報保護法第66条第2項）。また、受託者が個人情報取扱事業者（個人情報保護法第16条第2項）に該当する場合には、安全管理措置義務に加えて、個人データに関する安全管理措置の規定（個人情報保護法第23条）についても遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後も、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3条 受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5条 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6条 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報及び自らが収集した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止に努め、これらの個人情報を適正に管理しなければならない。また、これらの個人情報の管理及び委託者との連絡や確認を行うための管理責任者を定め、書面をもって委託者に通知するものとする。通知後、管理責任者を変更する場合は、書面をもって委託者に通知する。管理責任者は、この契約による業務

に従事する者に対し、特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督しなければならない。

(従事者への周知)

第7条 受託者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第8条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項に定める、業務に従事する者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を、業務に従事する者全員に対して実施しなければならない。

(再委託等の承認手続)

第9条 受託者は、この契約による業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、契約を締結しようとするとき又は再委託等に係る業務の開始日の10日前までに、再委託等を行わせる相手方、再委託する理由、処理させる内容、再委託において取り扱う個人情報、再委託先に対する管理監督方法及び特記事項で委託者が受託者に義務付けている内容を再委託等先にも義務付ける旨を明記した承認申請書を委託者に提出し、委託者の承諾書を得なければならない。また、再委託等の処理が完了したときには、再委託等の完了報告書を提出するものとする。

(資料の受渡し及び使用場所等の特定)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から個人情報が記録された資料等の提供を受ける場合は、受渡しに関して委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、その資料の使用場所、保管場所、管理方法及び業務の実施体制について事前に定め、委託者に通知しなければならない。

(持ち出しの禁止)

第11条 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに保管場所及び使用場所から持ち出してはならない。また、委託者の承諾を得て当該資料等を持ち出す場合には、個人の特性を不可能とするマスキング処理や輸送時の危険を回避するための暗号化等委託者の承諾を得た対策を講じなければならない。

(個人情報の取扱いの委託に関する検査)



第12条 受託者は、この契約による業務の個人情報の取扱いが適正か検証するために委託者が行う検査等に協力し、検査等に必要な情報を提出しなければならない。また、委託者による個人情報の適正な取扱いに必要な指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。契約期間満了後又は契約解除後も、同様とする。なお、個人情報保護法第68条に基づき、個人情報保護委員会に報告する事態が生じた場合は、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従い、書面で報告書を提出するものとする。

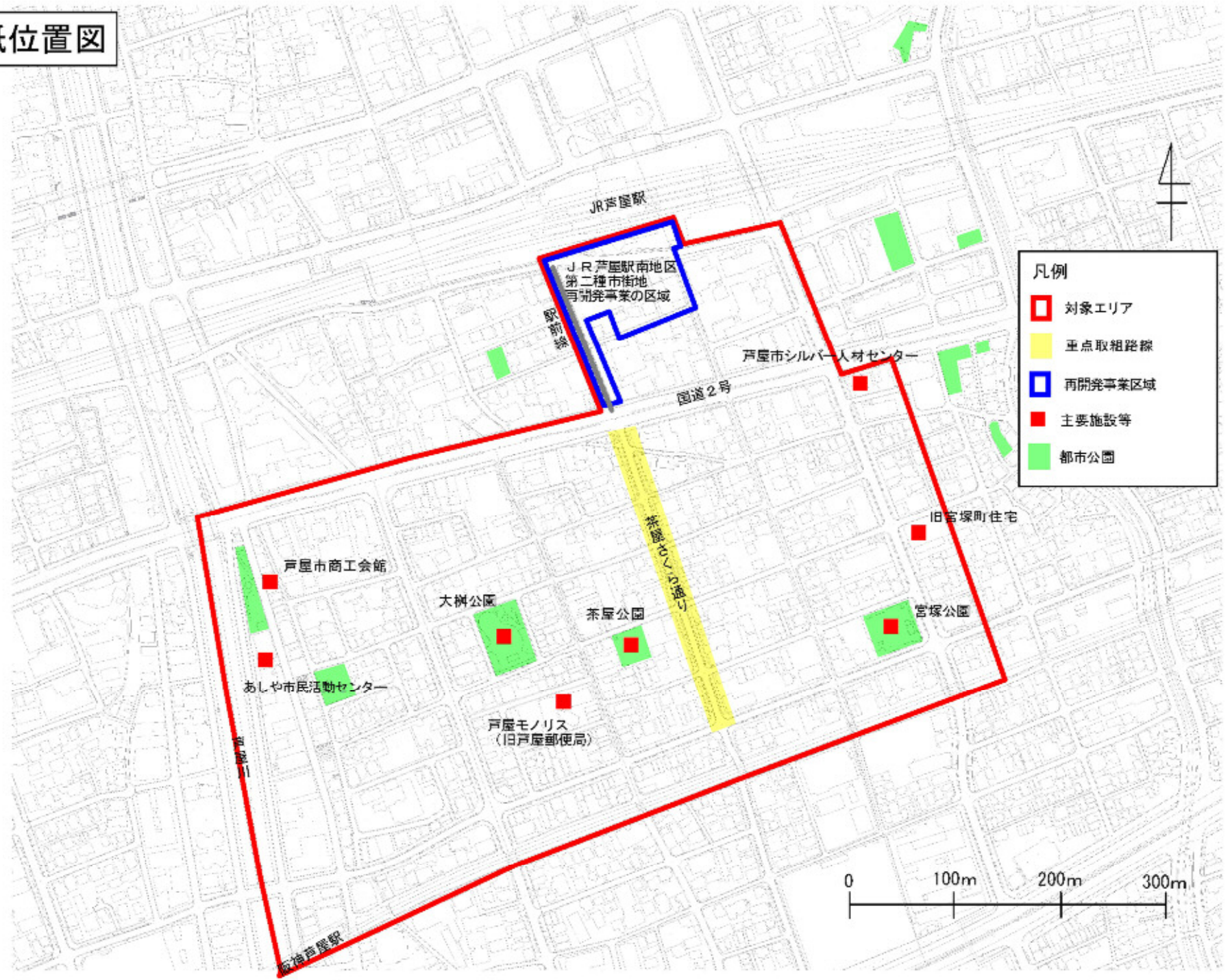
(資料等の返還等)

第14条 受託者がこの契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。委託者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。受託者は、個人情報の廃棄又は消去を行った後、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(損害賠償)

第15条 受託者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、受託者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

# 別紙位置図



凡例

- 対象エリア
- 重点取組路線
- 再開発事業区域
- 主要施設等
- 都市公園

